

野村ターゲットインカムファンド

(資産成長型) (年3%目標分配型) (年6%目標払出型)

愛称: **マイ・ロングライフ**



- ポイント**
1. 「インカムの力」で下落を乗り越え、堅調なパフォーマンス
 2. インカム収益等を主な原資とした、安定した分配実績

1. 「インカムの力」で下落を乗り越え、堅調なパフォーマンス

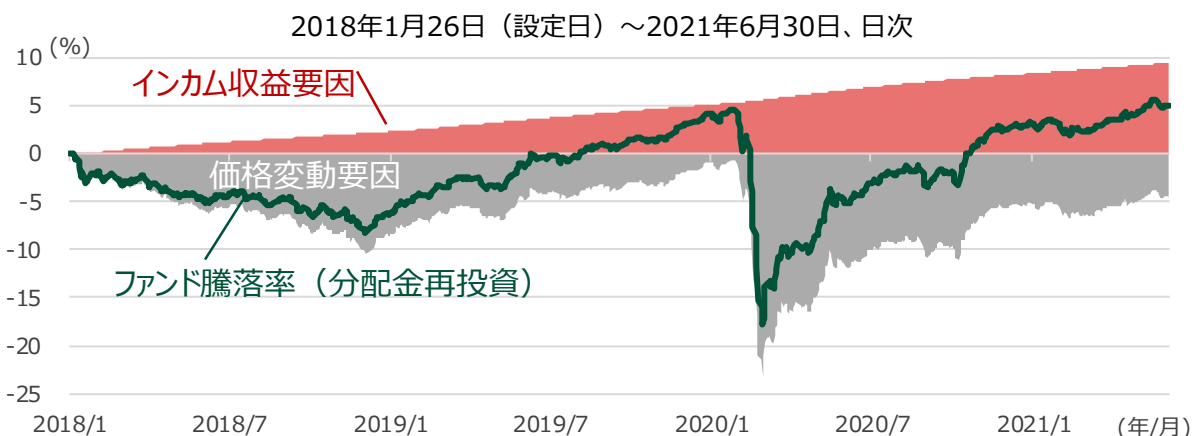
「イールド・ハンティング」がファンドの追い風に

これまで発行したレポートなどにおいて、『「イールド・ハンティング」の動きが、当ファンドにとって追い風になると見ている』旨お伝えして参りました。当ファンドは昨年3月にコロナ・ショックによって下落を強いられましたが、それ以降、超低金利環境下においてハイ・イールド債券などの事業債や高配当株式などの「インカム資産」が買われ、ファンドの基準価額を後押ししました。結果として、コロナ・ショックによる大幅下落を乗り越え、足元でも堅調なパフォーマンスを示しています。

保有を続けることで得られるインカム収益が、下落局面でもパフォーマンスを下支え

「インカム投資」は、売買による値上がり益を狙う投資ではなく、保有を続けることで得られる利子や配当などの収益(インカム収益)を積み上げていく手法です。当ファンドの設定来のリターンの内訳を見てみると、「価格変動要因」は振れ幅が大きかったものの、「インカム収益要因」が価格下落局面でも安定的に積み上がっています。時間の経過とともに積み上がったインカム収益が、市場の変動に左右されにくい安定したリターンとして、一時的な価格の下落局面においてもパフォーマンスの下支えに寄与していることがわかります。今後も、価格下落局面でも安定的に積み上がるインカム収益を確保しながら基準価額の安定を目指す当ファンドにご注目ください。

ファンド騰落率（分配金再投資）の変動要因の推移



※上記の要因分解は、一定の仮定のもとに委託会社が試算したものであり、月間の基準価額騰落率の要因の推移を表示しております。

※上記は「野村ターゲットインカムファンド（年3%目標分配型）」の運用実績についての説明です。

※基準価額（分配金再投資）については4ページをご参照ください。

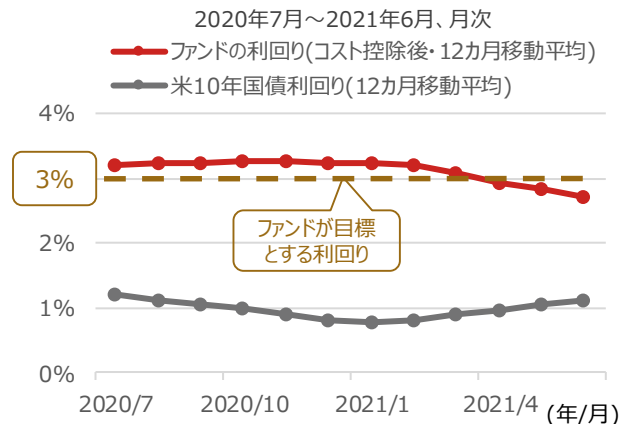
上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

2. インカム収益等を主な原資とした、安定した分配実績

超低金利下でも、ファンドの利回りは目標(年率3%程度(コスト控除後))近辺で推移

コロナショック後、主要中央銀行による景気下支えのための金融緩和政策などを背景に、世界の主な国・地域の債券市場において利回りの低下が進み、歴史的な超低金利環境が続いています。そのような環境下ではありますが、12カ月移動平均のファンドの利回り(コスト控除後)は、ファンドが目指す利回り(年率3%程度(コスト控除後))に近い水準での推移となっています。

ファンドの利回り(12カ月移動平均)の推移



設定来、利回り等をもとに定めた「目標分配額」と同額の50円を安定的に分配

当ファンドでは、相対的に利回りの高い資産への投資(インカム投資)を行なうとともに、リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り(※1)(コスト控除後)を確保することを目指します。

また、「年3%目標分配型」は、想定されるポートフォリオの利回り等をもとに各期の「目標分配額」を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。当面の目標分配額は隔月50円程度(1万口当たり)(※2)とします。公的年金の支払われない奇数月に年6回分配を行ないますので、目標分配額の合計は年間300円程度となります。

なお、「目標分配額」と同額の50円の分配を、設定来継続して実施しました。一定の分配金を受け取って使って頂くことにより、豊かなセカンドライフをサポートしたいと考えています。

※1 ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません。

※2 当面の目標分配額については、7ページをご参照ください。

※当ファンドにおいて、コストとは主に当ファンドの運用管理費用(信託報酬)や実質的な為替ヘッジコストを指します。

※上記は「野村ターゲットインカムファンド(年3%目標分配型)」の運用実績についての説明です。

※ファンドの利回りは、債券・バンクローン等に投資する各組入投資信託の最終利回り、株式・リート等に投資する各組入投資信託の配当利回りとオプション・プレミアムの合計を、各々の組入比率で加重平均したものです。

「年3%目標分配型」の目標分配額と分配金(1万口当たり、課税前)の推移

| | 目標分配額 | 分配金(実績) |
|----------|-------|---------|
| 2018年5月 | 50円 | 50円 |
| 2018年7月 | 50円 | 50円 |
| 2018年9月 | 50円 | 50円 |
| 2018年11月 | 50円 | 50円 |
| 2019年1月 | 50円 | 50円 |
| 2019年3月 | 50円 | 50円 |
| 2019年5月 | 50円 | 50円 |
| 2019年7月 | 50円 | 50円 |
| 2019年9月 | 50円 | 50円 |
| 2019年11月 | 50円 | 50円 |
| 2020年1月 | 50円 | 50円 |
| 2020年3月 | 50円 | 50円 |
| 2020年5月 | 50円 | 50円 |
| 2020年7月 | 50円 | 50円 |
| 2020年9月 | 50円 | 50円 |
| 2020年11月 | 50円 | 50円 |
| 2021年1月 | 50円 | 50円 |
| 2021年3月 | 50円 | 50円 |
| 2021年5月 | 50円 | 50円 |
| 2021年7月 | 50円 | 50円 |
| 2021年9月 | 50円 | |
| 2021年11月 | 50円 | |
| 2022年1月 | 50円 | |
| 設定来累計 | — | 1,000円 |

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

改めて確認したい、当ファンドのコンセプト

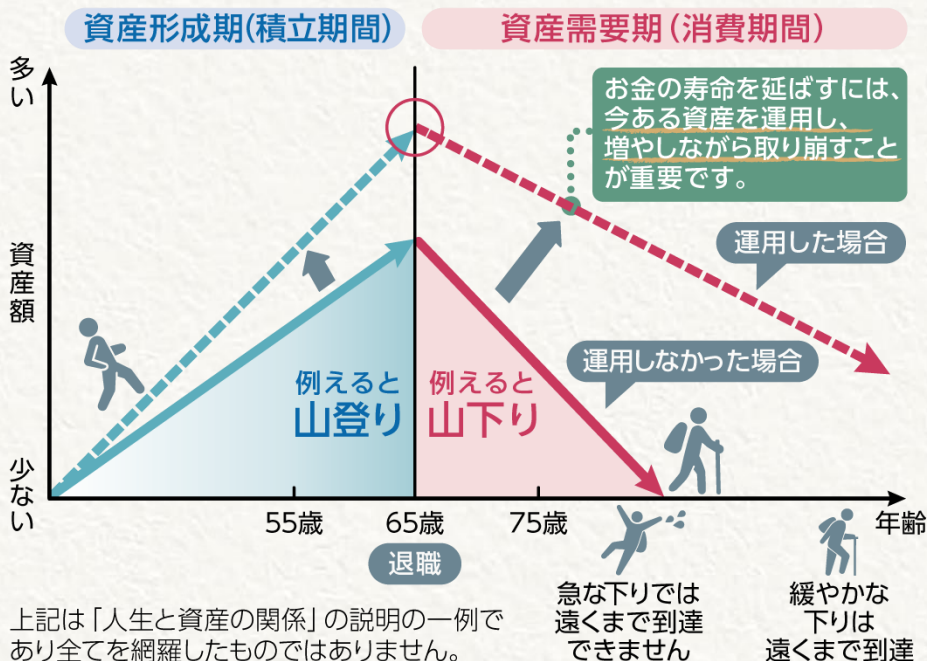
生命寿命の延びに合わせて、「お金の寿命」も延ばす必要のある時代へ

人生100年時代が到来し、単純に金融資産を取り崩していくと、生命寿命を迎えるより先に金融資産が枯渇してしまう、言い換えると「お金の寿命 = 資産寿命」が尽きてしまう可能性があります。生命寿命の延びに合わせて、「お金の寿命」も延ばすことを考える必要があります。

一定の分配金を受け取って使って頂くことにより、豊かなセカンドライフをサポート

安心して豊かなセカンドライフを長く続けるためには、資産運用によって金融資産の「山下りを緩やかにする」ことが大切です。「マイ・ロングライフ」は、金融資産の「山下りを緩やかにする」ことにフォーカスして開発・設計されました。「退職後のインカム収入確保」を目的に、運用しながら一定の分配金を受け取って使って頂くことにより、資産の目減りを緩やかにしていく方法をご提案しています。

人生と資産の関係(イメージ)



設定来の運用実績

基準価額の推移（資産成長型）



※上記期間において分配金実績はありません。

基準価額の推移（年6%目標払出型）



基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したもとして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドのポイント

- 1** ファンドは中長期的な観点から、年率3%程度の利回り※(コスト控除後)を確保することを目指します。

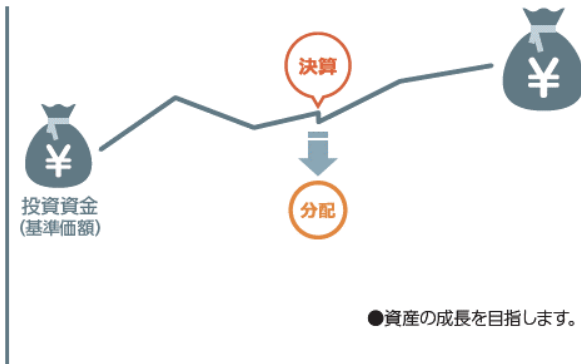
※ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません。
*当ファンドにおいて、コストとは主に当ファンドの運用管理費用(信託報酬)や実質的な為替ヘッジコストを指します。
- 2** 一定の分配を行ないながらも『資産寿命』を延ばすことを目指します。

*ここでの『資産寿命』を延ばすとは、基準価額の大幅な下落を抑えることで信託財産の保全を目指した運用を行なうことを通じて、投資家の皆様の資産の保全を図ることです。
- 3** ライフステージや目的にあわせた3つのコースをご用意することで、お客様の資産運用とその活用をお手伝いします。
「資産成長型」「年3%目標分配型」「年6%目標払出型」間でスイッチングが可能です。

*販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

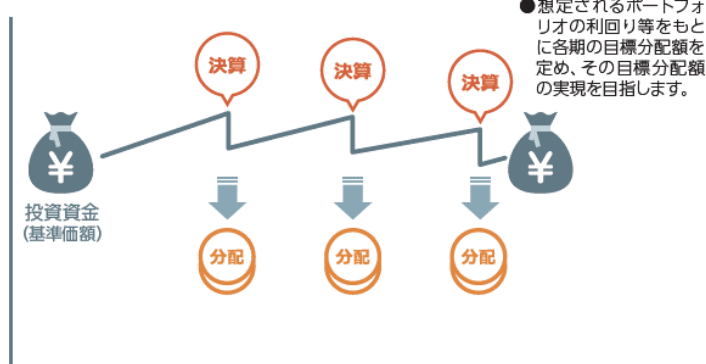
ファンドの投資資金(基準価額)の推移と分配のイメージ

▶資産成長型 将来に備えて増やす



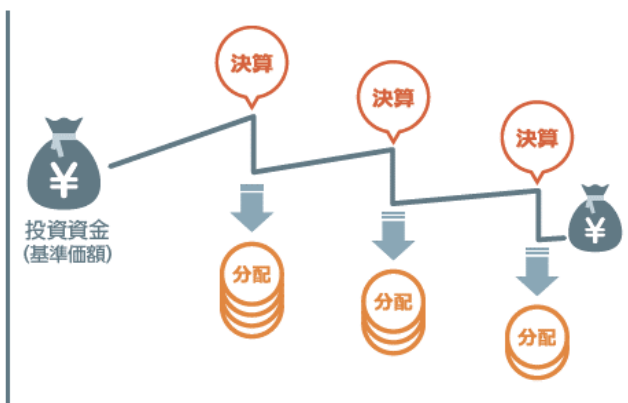
年2回の決算時に分配を行ないます。

▶年3%目標分配型 資産を運用しながら使う



公的年金の支払われない奇数月(1,3,5,7,9,11月)に隔月分配を行ないます。

▶年6%目標払出型 資金を取崩しながら、ゆとりある生活を送る



- ファンドは年率3%程度の利回り確保を目指して運用しますが、「年6%目標払出型」は基準価額の年率6%(各決算時1%)程度の分配を行なうことを目指します。したがって、実質的には投資した資金の取り崩しとなり、投資資金(基準価額)は減少し、概ね分配金額は小さくなっていきます。
- 運用を行ないながら取り崩し、年率6%程度の分配を長く続けることを目指します。
- 基準価額が一定水準(3000円)以下となった場合には繰上償還します。

公的年金の支払われない奇数月(1,3,5,7,9,11月)に隔月分配を行ないます。

上記の図はあくまでイメージであり、実際の投資資金(基準価額)の動きとは異なります。将来の投資成果を示唆・保証するものではありません。資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【年3%目標分配型】の目標分配額

- リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り※(コスト控除後)を確保することを目指します。また、想定されるポートフォリオの利回り等をもとに各期の目標分配額を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。なお、市場環境等によっては、基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合があります。

※ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません。

*当ファンドにおいて、コストとは主に当ファンドの信託報酬や実質的な為替ヘッジコストを指します。

2021年6月1日現在の想定されるポートフォリオの利回り等をもとに委託会社が設定した1万口あたりの目標分配額は、以下の通りです。

| | 第21期 (2021年7月16日～ 2021年9月15日まで) | 第22期 (2021年9月16日～ 2021年11月15日まで) | 第23期 (2021年11月16日～ 2022年1月17日まで) |
|-------|---------------------------------------|--|--|
| 目標分配額 | 50円 | 50円 | 50円 |

(注) 委託会社は各期中において上記の目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本としますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

- ・ 分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。
- ・ 各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

【年6%目標払出型】の目標分配額

- リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り※¹(コスト控除後)を確保することを目指します。また、各期の目標分配額が目標分配額決定時点※²の基準価額の年率6%(各決算時1%)程度となるように定めて分配(資金払出し)を行なうことを目指します。なお、市場環境等によっては、基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合があります。

※¹ ファンドのポートフォリオにおける利回りのことであり、毎年3%の投資収益が得られるものではありません。

※² 原則として、毎年6月に9月、11月、翌年1月の決算における目標分配額を、毎年12月に翌年3月、5月、7月の決算における目標分配額を決定します。

2021年6月1日現在の委託会社が設定した1万口あたりの目標分配額は、以下の通りです。

| | 第11期 (2021年7月16日～ 2021年9月15日まで) | 第12期 (2021年9月16日～ 2021年11月15日まで) | 第13期 (2021年11月16日～ 2022年1月17日まで) |
|-------|---------------------------------------|--|--|
| 目標分配額 | 100円 | 100円 | 100円 |

(注) 委託会社は各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6%(各決算時1%)程度となるように定めて分配(資金払出し)を行なうことを目指しますが、各期末において目標分配額通りの分配が実現されることを保証するものではありません。市場環境等によって基準価額の大幅な下落を抑えることを目指した運用を行なう場合には、上記の目標分配額の実現が困難となる場合があります。

- ・ 分配金額は分配方針に基づき、委託会社が決定します。したがって、実際の分配金額は目標分配額を上回ったり下回ったりする可能性があります。
- ・ 各期の目標分配額は、あくまでも委託会社の予想に基づく分配金額の目安を示すものであり、ファンドの一定利回りを保証するものでも示唆するものでもありません。目標分配額および実際の分配金額の如何に関わらず、ファンドの利回りは期中及び各期末の基準価額によって変動しますので、あらかじめ予想できるものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



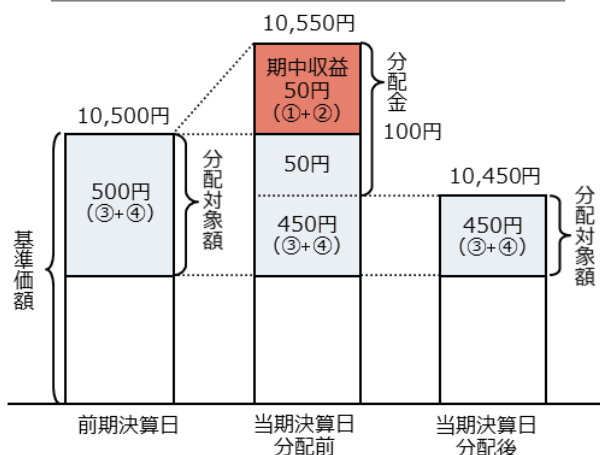
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

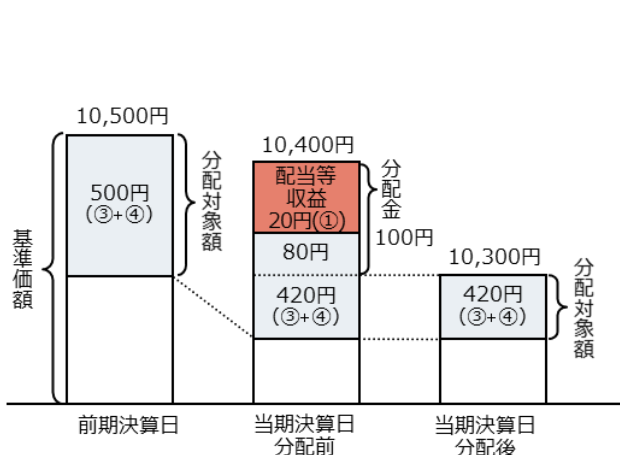
※ 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



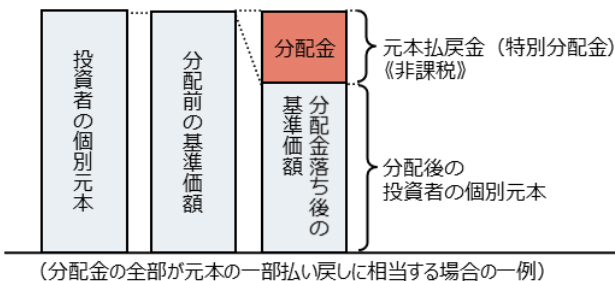
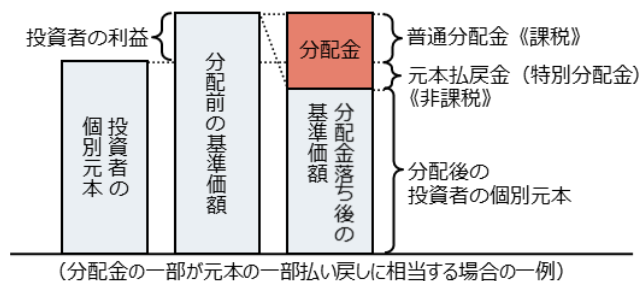
前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

| | |
|--------------|---|
| 普通分配金 | 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。 (普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。) |
| 元本払戻金(特別分配金) | 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金(特別分配金)となります。 |

- ◆ 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

【ファンドの特色】

- 世界各国の債券等*1および世界各国の株式等*2を投資対象とする投資信託証券に投資します。
また、世界各国の不動産投資信託証券(REIT)および企業向け貸付債権(バンクローン)を投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。
・投資する投資信託証券には、国内外の有価証券先物取引、オプション取引、スワップ取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引等を活用するものを含みます。
※1 国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債*、モーゲージ証券、資産担保証券、ハイ・イールド債およびこれらを投資対象とする上場投資信託証券(ETF)など。新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券等(新興国債等)を含みます。
* ハイブリッド証券(期限付劣後債、永久劣後債、優先証券、偶発転換社債)を含みます。
※2 普通株式、優先株式、DR(預託証書)およびこれらを投資対象とするETFなど。新興国の企業の発行する株式等(新興国株式等)を含みます。
- 投資信託証券を主要投資対象とし、リスク水準を考慮しつつ、年率3%程度の利回り(コスト控除後)を確保することを目指します。「年3%目標分配型」は、想定されるポートフォリオの利回り等をもとに各期の目標分配額を定め、その目標分配額の実現を目指して運用を行なうことを基本とします。また、「年6%目標払出型」は、各期の目標分配額が目標分配額決定時点の基準価額の年率6%(各決算時1%)程度となるように定めて分配(資金払出し)を行なうことを目指します。
- 投資する投資信託証券は、組入外貨建資産について為替変動リスクの低減を図ること*を基本とするもの、もしくはこれらに類するものを中心としますが、効率的に為替変動による収益を獲得する目的で外国為替予約取引等を活用する投資信託証券に投資を行なう場合もあります。
※組入外貨建資産の純資産総額を主要国通貨換算した額とほぼ同額程度の主要国通貨売り円買いの為替取引を行なう場合を含みます。
- 投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することを基本としますが、市場環境等によっては、短期有価証券等へ直接投資を行なう場合があります。
- 投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、当運用への適合性を含む定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。
 - ◆組入投資信託証券については適宜見直しを行いません。
 - ◆指定投資信託証券は、当運用への適合性を含む定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行いません。
この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- 「年6%目標払出型」は、ファンドの基準価額(1万口あたり。支払済みの分配金累計額は加算しません。)が90営業日連続して一定水準(3000円)以下となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本とします。
 - ・市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行なうことができない場合があります。
 - ・基準価額が90営業日連続して一定水準(3000円)以下となり安定運用に切り替えた場合には繰上償還します。
- ファンドは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。
- 「資産成長型」「年3%目標分配型」「年6%目標払出型」間でスイッチングができます。
※販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。
- 分配の方針
 - ◆「資産成長型」
原則、毎年5月および11月の15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。
 - ◆「年3%目標分配型」
原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準に関わらず原則として利子・配当等収益等の範囲内で委託会社が決定します。ただし、基準価額水準等によっては、分配対象額の範囲内で、売買益等を分配する場合があります。
※ ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合等には、目標分配額の分配ができない場合があります。
 - ◆「年6%目標払出型」
原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。
分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。
※ ファンドは目標分配額を定めておりますが、各期の分配対象額が目標分配額に満たなかった場合等には、目標分配額の分配ができない場合があります。
- * 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券、バンクローンおよびREIT(不動産投資信託証券)等に実質的に投資する効果を有しますので、当該株式の価格下落、金利変動等による当該債券およびバンクローンの価格下落、当該REITの価格下落や、当該株式の発行会社、当該債券およびバンクローンの発行体、および当該REITの倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※ファンドの基準価額の変動要因には、この他にも、デリバティブ取引に関するリスクなどがあります。
※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 無期限
(「年3%目標分配型」:2018年1月26日設定)
(「資産成長型」「年6%目標払出型」:2019年10月1日設定)
- 決算日および収益分配 「資産成長型」
年2回の決算時(原則、5月および11月の15日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
「年3%目標分配型」「年6%目標払出型」
年6回の決算時(原則1月、3月、5月、7月、9月および11月の15日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌々営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
(ご購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、ご購入後にご購入コースの変更はできません。)
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- スイッチング 「資産成長型」「年3%目標分配型」「年6%目標払出型」間でスイッチングができます。
※販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。
- お申込不可日 販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金、スイッチングの各お申込みができません。
・ニューヨーク証券取引所 ・ロンドン証券取引所
・ニューヨークの銀行 ・ロンドンの銀行
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2021年8月現在)

| | |
|--------------------------|---|
| ◆ご購入時手数料 | ご購入価額に2.2%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 <スイッチング時> 販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。 |
| ◆運用管理費用(信託報酬) | ファンドの純資産総額に年1.0175%(税抜年0.925%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 *ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。 *投資対象とする投資信託証券においてETFに投資する場合は、信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていなかったため記載することができません。 |
| ◆その他の費用・手数料 | 組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |
| ◆信託財産留保額(ご換金時、スイッチングを含む) | 1万口につき基準価額に0.2%の率を乗じて得た額 |

上記の費用の合計額については、投資家の皆様はファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号: 野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会/
一般社団法人日本投資顧問業協会/
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先: 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル ☎. 0120-753104 <受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<http://www.nomura-am.co.jp/>



【当資料について】

- 当資料は、ファンドに関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料中の記載事項は、全て当資料作成時以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。
- 当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。

【お申込みに際してのご留意事項】

- ファンドは、元金が保証されているものではありません。
- ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。
- お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

野村ターゲットインカムファンド

愛称:マイ・ロングライフ

お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|-----------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社千葉銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北陸銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社清水銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社十六銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第7号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社十八親和銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社あおぞら銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第8号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北洋銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社宮崎太陽銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第10号 | ○ | | | |
| 労働金庫連合会 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第269号 | | | | |
| 九州FG証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 九州財務局長(金商)第18号 | ○ | | | |
| 北洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| ちばぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第114号 | ○ | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | | ○ | ○ |
| 野村証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 丸近証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第35号 | ○ | | | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
 ※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。
 ※販売会社によっては一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。

野村ターゲットインカムファンド

愛称:マイ・ロングライフ

以下は、取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

お申込みは

| 金融商品取引業者等の名称 | | 登録番号 | 加入協会 | | | |
|--|--------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人 日本投資 顧問業協会 | 一般社団法人 金融先物 取引業協会 | 一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会 |
| 北海道労働金庫 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第38号 | | | | |
| 東北労働金庫 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第68号 | | | | |
| 中央労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第259号 | | | | |
| 新潟県労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第267号 | | | | |
| 長野県労働金庫 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第268号 | | | | |
| 静岡県労働金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第72号 | | | | |
| 北陸労働金庫 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第36号 | | | | |
| 東海労働金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第70号 | | | | |
| 近畿労働金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第90号 | | | | |
| 中国労働金庫 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第53号 | | | | |
| 四国労働金庫 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第26号 | | | | |
| 九州労働金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第39号 | | | | |
| 沖縄県労働金庫 | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第8号 | | | | |
| 株式会社三菱UFJ銀行 <small>(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)</small> | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | ○ |
| 株式会社肥後銀行 <small>(委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)</small> | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| 株式会社鹿児島銀行 <small>(委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)</small> | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第2号 | ○ | | | |
| 株式会社北洋銀行 <small>(委託金融商品取引業者 北洋証券株式会社)</small> | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。

※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

※販売会社によっては一部のファンドのみのお取り扱いとなる場合があります。